

## ICT 教育推進協議会の運営委員会委員選定に関する細則

ICT 教育推進協議会の運営委員会の委員の選定方法について、以下のとおり定める。

- (1) 運営委員の選定に際しては、会長が運営委員選定委員会を招集する。運営委員選定委員会は、5名で構成し、そのうちの3名を現職の運営委員から選任し、2名を外部の識者から選任する。
- (2) 運営委員選定委員会の議長は会長をもってあてる。
- (3) 運営委員選定委員会は、ICT 教育推進協議会規約第2条の目的に賛同し、同規約第3条の事業内容を推進するに相応しい人物を運営委員候補として推挙するものとする。
- (4) 運営委員選定委員会により推挙された運営委員候補は、総会出席者の過半数の賛成をもって承認するものとする。

平成22年12月6日 制定